(5)　当該事業所において、判定基礎期間（(1)から(4)までに該当する休業等が行われる日の属する月（賃金締切日として毎月一定の期日が定められているときは、賃金締切期間）をいう。以下この条において同じ。）における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数（短時間休業については、当該休業の時間数を当該休業の行われた日の所定労働時間数で除して得た数を休業の日数として算定するものとする。）が、当該判定基礎期間における対象被保険者に係る所定労働延日数に十五分の一（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下同じ。）にあつては、二十分の一）を乗じて得た日数以上となるものであること。

ロ　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(iii)　七十歳以上までの定年引上げ（引上げ前の定年が七十歳未満のものに限る。）

(iv)　定年の定めの廃止（廃止前の定年が七十歳未満のものに限る。）

(v)　（略）

(vi)　七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入（導入前の定年及び継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）

(vii)　（略）

(viii)　七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入（導入前の定年並びに継続雇用制度において設定した年齢の上限及び他社継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）

(2)　（略）

(3)　(1)の措置を講じた日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)・(5)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　雇用管理整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　（略）

(5)　当該事業所において、判定基礎期間（(1)から(4)までに該当する休業等が行われる日の属する月（賃金締切日として毎月一定の期日が定められているときは、賃金締切期間）をいう。以下この条において同じ。）における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数（短時間休業については、当該休業の時間数を当該休業の行われた日の所定労働時間数で除して得た数を休業の日数として算定するものとする。）が、当該判定基礎期間における対象被保険者に係る所定労働延日数に十五分の一（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。第百三十九条を除き、以下同じ。）にあつては、二十分の一）を乗じて得た日数以上となるものであること。

ロ　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(iii)　七十歳以上までの定年引上げ又は定年の定めの廃止（新設）

(iv)　（略）

(v)　七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

(vi)　（略）

(vii)　七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入

(2)　（略）（新設）

(3)・(4)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　雇用管理整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日の前日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　（略）